

國學院大學學術情報リポジトリ

鎌倉時代における仮名文書の拗音表記

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀川, 宗一郎, Horikawa, Souichiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000198

鎌倉時代における仮名文書の拗音表記

堀川宗一郎

一、はじめに

鎌倉遺文¹⁾には、次のような拗音の表記が見られる。

1. せうもん（証文）のじやう（状）、くだんのごとし。

〈建暦二年二月二日 清原氏女讓状 東寺百合文書『鎌倉遺文』四卷二〇頁〉

2. くわんをんだう（観音堂）あり。

〈承久三年八月六日 尼しくわん讓状 東寺百合文書『鎌倉遺文』四卷二〇頁〉

倉遺文』五卷三四頁〉

用例1の「せ」は直音表記であり、「じや」は開拗音の表記、用例2の「くわ」は合拗音の表記である。

本稿では、この三種の拗音表記のうち、「じや」や「くわ」のような開拗音と合拗音の二種の表記を中心に扱い、鎌倉時代の自筆資料における書記の一端を考察する。²⁾

鎌倉時代において /CV/ 構造をとらないと思われる開拗音と合拗音は、撥音の /N/、促音の /D/、長音の /R/ と音の構造上同様であるように見える。

堀川宗一郎(二〇一五)では、鎌倉遺文において撥音と促音が表記される場合、ともに「ん」で表記され、前接する仮名と連綿をして表記されることを明らかにした。この書記方法は鎌倉時代の自筆資料において広く見られるもので、書記者の性別や居住地域・身分といった位相差に左右されないものである。つまり、 $\backslash CV \backslash$ 構造をとらない撥音「ん」の $\backslash N \backslash$ と促音「ん」の $\backslash O \backslash$ が前接する仮名と連綿をして表記されるという書記方法は、鎌倉時代における一般的なものであると言える。言い換えれば、 $\backslash CV \backslash$ 構造をとらない撥音「ん」の $\backslash N \backslash$ と促音「ん」の $\backslash O \backslash$ の表記は前接する仮名と連綿することによってのみ、その存在を表していたと考えられる。この点を本稿で扱う開拗音と合拗音の表記に当てはめて考えてみたい。

そこで本稿は、開拗音を表す「ーや」「ーゆ」「ーよ」と合拗音を表す「ーわ」「ーぬ」「ーゑ」が、撥音や促音と同様に前接する仮名と連綿をするかについて調査をする。そして、開拗音と合拗音が鎌倉時代において実際に $\backslash CV \backslash$ 構造をとらないものであったのかを表記の側面から考察する。以降、開拗音を表す「ーや」「ーゆ」「ーよ」は、開拗音「ーや」・開拗音「ーゆ」・開拗音「ーよ」とし、合拗音を表す「ーわ」「ーぬ」「ーゑ」は、合拗音「ーわ」・合拗音「ーぬ」・合拗音「ーゑ」とする。

二、調査方法

本調査では、自筆資料である鎌倉遺文を対象に行う。対象となる開拗音「ーや」「ーゆ」「ーよ」のうち、最も多く見られる「やう」「ゆう」「よう」の文字連続に限定した。そして、東京大学史料編纂所編『CD-ROM版 鎌倉遺文』(東京堂出版)を用いて文字列検索をした後、該当する文書の原本の影写・写真本にあたり、確認できたもので考察を行った。

本調査では、「繪旨」や「御教書」といった事実上の発信者と実際の書記者が異なる可能性の高いものは対象外とし、上申文・証文・書状などを対象とした。そして、差出人名の箇所が連署になっている場合は、どの人物による書記なのか不明瞭なため対象外とした。これは確実な自筆資料に限定することで、資料の年代を特定することができ、書記の変遷を追うことができるためである。なお、用例の濁点・句読点は私に施した。

三、開拗音の表記

三―一、開拗音「ーや」の連綿表記

東京大学史料編纂所編『CD-ROM版 鎌倉遺文』（東京堂出版）において「やう」を文字列検索した後、文書の原本の影写・写真本で確認できたものは、六二七通であった。それらの開拗音の例をまとめたものが表1である。また、開拗音「ーや」の使用例を挙げる。

表1

用例数					
	373	791	159	28	168
	きやう	しやう	ちやう	ひやう	みやう
					りやう
	535				

3. このじやう(状)をも、むめくろのぬし(梅黒の主)につけて、ちぎやう(知行)すべし。

〈寛元四年二月九日 室町尼名田讓状 内閣文庫所蔵大

和国古文書『鎌倉遺文』九卷二五六頁〉

4. そうりやう(僧侶)のはからひにて候はんずる也。

〈弘安九年八月二日 覚西那須資長讓状 結城小峯文書『鎌倉遺文』二二卷二二六頁〉

表1から、開拗音「ーや」の前接する仮名に特定のものと異なるといった傾向は見られない。それでは、開拗音「ーや」が前接する仮名と連綿をしているかに注目する。それらをまとめたものが表2である。

表2 ※()内の数値は、開拗音「ーや」と前接する仮名との間が改行している例数である。

用例数	開拗音	
	非連綿	連綿
20(7)		353
16(10)		775
1		158
2		26
6		162
24(9)		511
69(26)		1985
		合計

表2の結果から、開拗音「ーや」は前接する仮名と連綿をして表記される傾向にあると言える。

実際の字形を見てみると開拗音「ーや」は、図1・2で示すように現行の字形と類似したものであった。

図1 「志」やう」



図2 「ちやう」



また、開拗音「ーや」に前接する仮名において、特定の字母に非連綿が多く見られるといった傾向は見られなかった。例えば、「りやう」という文字連続において、リを表す仮名字母には「里」を字母とした字形と、「利」を字母とした現行の「り」の字形の二種類の表記が見られた。しかし、これら二つの字形において、どちらか一方が非連綿で表記されることが多いといった傾向はなかったということである。

連綿・非連綿の数値を見てみると、全体の約3%が非連綿であるという表2の結果から、開拗音「ーや」は前接する仮名と連綿をする傾向にあると言える。また、非連綿の六九例のうち二六例は、開拗音「ーや」と前接する仮名の間が改行されて書記されていた。改行された二七例という数値を踏まえると、純粹に非連綿と言える割合は約2%となる。

しかし、「や」という仮名がそもそも連綿しやすい仮名であ

る可能性もあるので、本調査対象の六二七通中において、開拗音「ーや」以外のヤを表記した仮名が、前接する仮名とどの程度連綿をしているかについて調査した。その結果が表3である。

表3

非連綿	連綿	
315	354	ヤ

表3の結果から、開拗音「ーや」とは異なり、ヤを表す仮名が前接する仮名と非連綿である割合は、約五三%と高い数値であった。開拗音「ーや」では約二%であったことを踏まえると、明らかな差が見られる。つまり、開拗音「ーや」が表記される際は、前接する仮名と連綿をして書記される傾向にあると言える。ちなみに、開拗音「ーや」を含む表2のような文字連

続において、ヤを表す仮名を含んだ同様の文字連続においては、どのような表記が見られるかをまとめたものが表4である。

表4

ヤ			開拗音「一や」		
非連続	連続		非連続	連続	
18	8	キヤ	20(7)	353	きや
9	6	シヤ	16(10)	775	しや
4	0	チヤ	1	158	ちや
0	0	ヒヤ	2	26	ひや
0	2	ミヤ	6	162	みや
4	13	リヤ	24(9)	511	りや

表4から、開拗音「一や」を含む文字連続が、ヤを表す仮名を含んだ同様の文字連続においても前接する仮名と連続をすることを確かめる。用例数が少ないことから確かなこと

は言えない。ただ、ミ・リを表す仮名が前接する場合は連続の割合が高い一方で、キ・シ・チを表す仮名が前接する場合は非連続の割合が高い。それにも関わらず、開拗音「一や」はいずれも前接する仮名と連続をして表記される傾向にある。つまり、少なくとも開拗音「一や」が前接する仮名と連続する理由が、特定の文字連続による連続のしやすさ等のみに由来するものではないと言えるだろう。

以上の調査から開拗音「一や」は前接する仮名と連続をして表記される傾向にあるということが言える。つまり、前接する仮名と連続をする開拗音「一や」は、撥音や促音と同様にCV構造をとらないもので、連続によって、その存在を体現していると言える。

それでは、次節では開拗音「一ゆ」と開拗音「一よ」においても同様の結果が得られるかを調査する。

三二、開拗音「一ゆ」と開拗音「一よ」の連続表記

「ゆう」「よう」を文字列検索した後、文書の原本の影写・写真本で確認できたものは、「ゆう」八通と「よう」四一通のみであった。それらから、開拗音の例をまとめたものが表5・6である。また、開拗音「一ゆ」と開拗音「一よ」の使用例を挙

げる。

表5

用例数	
4	しゆう

表6

用例数	
3	きよう
17	しよう
4	によう
4	りよう

5. しゆうそ(愁訴)のきよじやう(挙状)を申候へば、
……

〈弘安二年五月二二日 田中後家書状 志賀文書『鎌倉遺文』二二卷二二頁〉

6. かのうりけんをしようもん(証文)として、りやうち(領地)せられたてまつるべく候。

〈応長元年二月三日 藤原氏女田地売券 武雄神社文書『鎌倉遺文』三三卷九〇頁〉

字形については、開拗音「―ゆ」と開拗音「―よ」は、図3・4で示すように現行の字形と同様のものであった。

図3「志ゆう」



図4「志よう」



開拗音「―や」と異なり、開拗音「―ゆ」と開拗音「―よ」は明らかに用例数が少ない。また、開拗音「―ゆ」では「しゆう」のみの例ではあるが、開拗音「―よ」には四種の文字連続が見られることから、前接する仮名に特定のものがくるといったことは言えなさうである。しかし、用例数が少ないことから断定することはできない。

次に開拗音「―ゆ」と開拗音「―よ」において、前接する仮名と連綿をしているかについて見てみる。それらをまとめたものが表7・8である。

まず、表7の結果を見てみると、開拗音「一ゆ」は前接する仮名と連綿して表記されることがわかる。しかし、表8の結果を見てみると、開拗音「一よ」では連綿と非連綿がほぼ同数見られ、開拗音「一や」とは明らかに異なる結果を示している。開拗音「一ゆ」と開拗音「一よ」は、どちらも用例数が少なく結論を出すことは難しいため、合拗音の結果を踏まえて改めて考察する。ただ、この結果が連綿のしやすさ如何によるものなのかを検証するため、表7・8で示した文字連続において、ユ・ヨを表す仮名を含んだ同様の文字連続における連綿・非連綿の状況を示す。それらをまとめたものが表9・10である。

用例数		開拗音
非連綿	連綿	
0	4	しゆ

用例数		開拗音
非連綿	連綿	
3(1)	0	きよ
7	10	しよ
3	1	によ
0	4	りよ
13	15	合計

表7

表8 ※（）内の数値は、開拗音「一よ」と前接する仮名との間が改行している例数である。

ユ		開拗音「一ゆ」		開拗音
非連綿	連綿	非連綿	連綿	
0	0	0	4	しゆ

ヨ		開拗音「一よ」		開拗音
非連綿	連綿	非連綿	連綿	
5	2	キ+ヨ	3(1)	きよ
9	1	シ+ヨ	7	しよ
38	0	ニ+ヨ	3	によ
4	0	リ+ヨ	0	りよ

表9

表10 ※（）内の数値は、開拗音「一よ」と前接する仮名との間が改行している例数である。

ユを表す仮名に前接したシ、つまり「しゆ」という文字連続はなく、開拗音「一ゆ」が連綿のしやすさによる結果なのか判断としない。しかし、表10を見ると「しよ」や「りよ」という文字連続が連綿しにくいにも関わらず、開拗音「一よ」に前接する場合には連綿をして表記される傾向があるようにも解釈できる。対象の「ゆう」八通と「よう」四一通において表

9・10で示した文字連続以外のユとヨを表す仮名に前接するものとの連続・非連続に注目すると次のような結果が得られた。

表11

非連続	連続	
12	1	ユ

表12

非連続	連続	
100	10	ヨ

表11・12から、ユやヨを表す仮名は前接する仮名と連続しにくいようである。それに対して開拗音「―ゆ」に前接するシヤ開拗音「―よ」に前接したシヤリが連続をして表記されることが多いという結果は、単純に連続のしやすさ如何によって一概に判断できるものではないということである。

開拗音の表記を俯瞰した結果、開拗音「―や」による表記は、鎌倉時代において一般的なものであったことが、用例数の多さから明らかなることであろう。それに対し、開拗音「―ゆ」

と開拗音「―よ」は圧倒的に用例数が少なく、これら二つの表記は鎌倉時代において一般的な書記法ではなかったと言える。鎌倉時代において、一般的な表記法ではなかった開拗音「―ゆ」と開拗音「―よ」に関しては、合拗音の結果を踏まえて改めて考察する。

四、合拗音の表記

四―一、合拗音「―わ」の表記

前節までの調査結果から確実に言えることは、開拗音「―や」による表記は鎌倉時代における一般的な書記法であり、そしてそれらは前接する仮名と連続をして表記されるということである。

本節では、前節と同様の調査方法で合拗音表記を検証してみたい。原典の確認のできた合拗音「―わ」は、二八―通三三二例である。これらの連続・非連続をまとめたものが表13である。また、合拗音「―わ」の使用例を併せて挙げる。

表13

用例数		合拗音
非連綿	連綿	
24	308	くわ

7. ぜに(錢) 十五くわん(貫) とり候ぬ。

〈正嘉二年三月一日 辰御前借銭証文 東寺百合文書
『鎌倉遺文』一一卷二六三頁〉

8. いやきり(岩切)のむらなんぐう(南宮)の内、くわ
うや(荒野) 七丁ならびに、……

〈弘安六年一月二日 留守家政讓状 余目文書『鎌
倉遺文』一一卷二六三頁〉

表13の結果を見ると、連綿が非連綿よりも多いことがわかる。「くわ」という表記は、図5で示すように現行の字形と類似したもので、異体字による表記の差異は見られなかった。

図5 「くわん」



次に、調査対象の二八一通内におけるワを表す仮名と前接する仮名との連綿・非連綿の状況を見てみる。それをまとめたものが表14である。また表14のうち、クを表す仮名を前接したワの文字連続「ク+ワ」の連綿・非連綿を示したものが表15である。

ワを表す仮名は二八一通四七三例見られた。

表14

非連綿	連綿	
352	121	ワ

表15

ワ		合拗音「一わ」		くわ
非連綿	連綿	非連綿	連綿	
27	55	ク+ワ	24	308

表14に示したように、ワを表す仮名は二八一通四七三例見られた。前接する仮名と連綿・非連綿の割合は、全体の七四%が非連綿であり、連綿よりも上回っている。この結果は、合拗音「一わ」における非連綿七%という結果と対照的で、合拗音「一わ」においても開拗音「一や」と同様に前接する仮名と連綿をする傾向にあると言える。また、表15に注目すると開拗音における「くわ」の非連綿は全体の七%であるのに対して、ク

を表す仮名を前接したワの文字連続「ク+ワ」の非連綿は全体の三三%であった。表14における非連綿の割合ほど高くはないものの、クを表す仮名を前接したワの文字連続「ク+ワ」においては連綿をしにくいようであるということが言える。

以上の結果から、開拗音「一や」と同様に合拗音「一わ」は前接する「く」と連綿をしたかたち表記される傾向にあると言いうことができる。

四―二、合拗音「一ゐ」と合拗音「一ゐ」の表記

原典の確認のできた合拗音「一ゐ」は九通三例見られ、合拗音「一ゑ」では二六通二〇例見られた。合拗音「一ゐ」と合拗音「一ゑ」は、合拗音「一わ」に比べ用例数が少ない。これらの連綿・非連綿をまとめたものが表16・17である。また、合拗音「一ゐ」と合拗音「一ゑ」の使用例を挙げる。

非連綿	連綿	合拗音
1	2	ゐ

表16

非連綿	連綿	合拗音
4	16	ゑ

表17

9. くゐやうだい (兄弟) そんなし (孫子) ならびに一もんのなかに、……

〈永仁五年一〇月二二日 荒木宗心大間帳案 近藤文書

『鎌倉遺文』二二六卷三七頁〉

10. こしんらん上人の御はかの地の本くゑんてつきを、ゐ中の御同行の御中へまいらすべしといゑども、……

〈弘安三年一〇月二五日 尼覚信置文案 本願寺文書

『鎌倉遺文』一九卷一〇六頁〉

「くゐ」「くゑ」の表記は、図6・7で示すように現行の字形と類似したもので、異体字による表記の差異は見られなかつ

た。

図6 「くゐ」「くゑ」

図7 「くゑ」

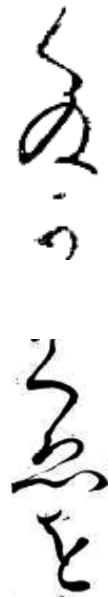


表16・17から合拗音「ゐ」と合拗音「ゑ」は、前接する仮名と連綿をして表記されると言えそうであるが用例数が少ないため、断定することができない。そこで、合拗音「ゐ」における調査対象の九通と合拗音「ゑ」において調査対象の二六通内におけるキとエを表す仮名と前接する仮名との連綿・非連綿の状況を見てみる。それをまとめたものが表18・19である。また表18・19のうち、クを表す仮名を前接したキ・エの文字連続「ク+キ」と「ク+エ」の連綿・非連綿を示したものが表20・21である。

非連綿	連綿	
17	2	ㇿ

表18

非連綿	連綿	
12	23	ㇿ

表19

ㇿを表す仮名は九通一〇例見られた。表18の結果を見ると、ㇿを表す仮名は、前接する仮名と連綿をしにくいことがわかる。この結果から合拗音「一ゐ」は三例中二例と用例数は少ないものの、この二例は合拗音「一わ」と同様に前接する仮名と連綿をするという傾向に含まれる可能性がある。しかし、その一方でㇿを表す仮名は二六通三五例見られ、表19に示したように非連綿より連綿の数が多い。

この点は、表20・21においても同様の傾向が見られ、表20の「ク+ㇿ」という文字連続においては非連綿で表記されているのに対し、表21の「ク+ㇿ」という文字連続においては連綿が非連綿を上回っている。つまり、表17による合拗音「一ゑ」の

連綿は、連綿のしやすさ如何によるものなのか判然としない。

ㇿ		ク+ㇿ	合拗音「一ゐ」		くゐ
非連綿	連綿		非連綿	連綿	
8	0		1	2	

表20

ㇿ		ク+ㇿ	合拗音「一ゑ」		くゑ
非連綿	連綿		非連綿	連綿	
3	8		4	16	

表21

以上の結果から、合拗音「一わ」における表記は、用例数の多さから鎌倉時代において一般的なものであり、その際は前接する仮名と連綿をしたかたちで表記する傾向にあったと言える。その一方で、合拗音「一ゐ」と合拗音「一ゑ」は表記する際、前接する仮名と連綿をして表記される傾向にあったと言

えそうではあるが、開拗音「―ゆ」や開拗音「―よ」と同様に用例数が少なく判然としない。また、合拗音「―ゐ」と合拗音「―ゑ」の表記においても用例数の少なさから、鎌倉時代において一般的なものではなかったということである。

開拗音と合拗音の調査結果を踏まえると鎌倉時代において一般的な表記であった開拗音「―や」と合拗音「―わ」においては、前接する仮名と連綿をして表記される傾向にあった。これは、撥音や促音における書記法と一致していることから、開拗音「―や」と合拗音「―わ」は鎌倉時代において、CVV構造をとらないものであったと言える。しかし、その一方で鎌倉時代において一般的ではなかった表記のうち開拗音「―ゆ」と合拗音「―ゐ」においては、前接する仮名と連綿をする傾向にあると言えそうではあるが用例数が少ないことから判然としない。そして、合拗音「―ゑ」においては前接する仮名と連綿をしている理由が、連綿のしやすさ如何による可能性もある。つまり、開拗音「―ゆ」・合拗音「―ゐ」・合拗音「―ゑ」における表記は、一見前接する仮名と連綿をしていることから、開拗音「―や」や合拗音「―わ」と同様に、CVV構造をとらないものである可能性を示唆するが断定することはできない。

これらに対して、開拗音「―よ」においては、連綿と非連綿

が同数見られ明らかに異なる結果が得られた。次節では、開拗音「―よ」について再度検討をしてみる。

五、開拗音「―よ」は一音節相当か

開拗音「―や」や合拗音「―わ」そして開拗音「―ゆ」・合拗音「―ゐ」・合拗音「―ゑ」の結果に対して、表8や表10の結果は明らかに異なるものであった。表8や表10の結果から判断するならば、開拗音「―よ」はCVV構造のものであるとも解釈することができる。しかし、次のような開拗音「―よ」の使用例を見ると、CVV構造のものであるとは言えない。

11. かくの事く、ほんしようもん（証文）をもちたるよし
をもても、……

〔寛元四年八月一三日さいねん讓状案 伊万里文書
『鎌倉遺文』九卷三一七頁〕

用例11は「証文」を開拗音「―よ」で仮名表記した例である。鎌倉遺文において「証文」の仮名表記は、開拗音「―よ」以外に開拗音「―や」で表記された「しやうもん」と直音表記

の「さうもん」「せうもん」の三種が存在する。

12. さうてん(相伝) ちきやう(知行) さうい(相違) な
き地なり。てつきしやうもん(証文) お(を) あいそ
へて、……

〈元徳二年三月一八日 万劫女田地譲状 東寺百合文書
『鎌倉遺文』四〇巻一六頁〉

13. いらん申事あるましく候。もし子細を申もの候はん時
は、このさうもん(証文) をもちて、御もんたう(問
答) 候べく候。

〈建治二年五月めいし女代官ほうれん名田譲状案 大
東家文書『鎌倉遺文』一六巻二六八頁〉

14. いづれの御せうもん(証文) にも、そのやうは、みな
のせらるゝならひにて候。

〈文永六年八月九日 快真書状案 高野山文書又続宝簡
集『鎌倉遺文』一四巻三一頁〉

仮に開拗音「一よ」で表記された「しやうもん」が割って発
音していたとするならば、用例12と14の「しやうもん」「さう
もん」「せうもん」とは異なる発音で同一の語を表していたこ

とになる。鎌倉時代という同一時代において、このようなこと
は考えられないことから、開拗音「一よ」のみが(C)∨(構造の
ものであり、「し・よ」などを割って発音していたとする仮説
は成り立たないと考える。また、この問題は開合における表記
とも密接に関わることであると考えられるので、本稿ではこれ
以上の言及を控えることとする。

そこで、開拗音「一よ」において、前接する仮名と非連綿と
した例を再検証してみたい。

これまで、非連綿とした開拗音「一よ」を見ると、ヨと前接
する仮名と非連綿であるとしたものと比べ、異なっているよう
に思われる例が見られる。次に示した図は非連綿とした例の実
際の表記である。

図8 開拗音「きよ」

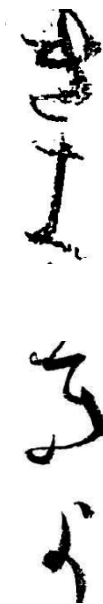


図9 「キ+ヨ」

少々、客観性に欠けるくらいはあるが、図7と図8では

「き」と「よ」との間隔に若干の差が見受けられる。こういった例は他にも多く見られ、開拗音「―や」にも見られた。

図10 開拗音「きや」



図11 「キヤヤ」

音「―わ」のような鎌倉時代の一般的な書記法である「前接する仮名と連綿をする」が見られるとは言えない。しかし、その結果は開拗音「―よ」が/CV/構造のものであることを示すものではない。

六、まとめ

以上の考察から、次のようなことが言える。

連綿・非連綿によって表記されたものが/CV/構造のものであるかどうかの識別は、実線として現れているかどうかのみではなく、仮名どうしの間隔に差異がないかどうか、という点についても考慮に入れる必要があるだろう。そういった点を考慮に入れば、開拗音「―よ」における結果も変わってくる可能性がある。しかし、その際は紙の大きさや一枚あたりの文字数といったことも考慮に入れる必要がある。そのため本稿では、図8～11に示したような仮名どうしの間隔の差異が存在することのみを指摘することにする。

本節で述べたように、鎌倉時代において一般的な書記法ではない開拗音「―よ」では、撥音・促音・開拗音「―や」・合拗

① 開拗音「―や」と合拗音「―わ」による表記は、鎌倉時代における一般的な書記法である。

② 撥音・促音における表記と同様に、開拗音「―や」と合拗音「―わ」は、前接する仮名と連綿をして表記される傾向がある。

③ 撥音と促音における表記と同様に、前接する仮名と連綿をして表記される傾向が見られることから、開拗音「―や」と合拗音「―わ」は、/CV/構造をとらないものである。

④ 鎌倉時代において一般的な書記法ではない開拗音「―ゆ」と合拗音「―ゐ」「ゑ」においては、前接する仮

名と連綿をして表記される傾向があるとは言えそうだが、判然としない。

⑤ 鎌倉時代において一般的な書記法ではない開拗音「よ」の表記には、開拗音「ーや・ーゆ」と合拗音とは異なる様相を呈している。

拗音表記には、直音表記がある。また拗音の他に、CV/構造をとらないものに「やう」や「よう」といった長音表記がある。これらの表記においても調査をし、「前接する仮名と連綿をする」という書記方法が、CV/構造をとらないものを表記する際、すべてに用いられたものなのかを、今後考察していきたいと思う。

【注】

1 竹内理三編『鎌倉遺文—古文書編』全四二巻と『鎌倉遺文—古文書編補遺』全四巻所収の文書を指し、以下これら二つの資料を総括して鎌倉遺文とする。

2 本稿が自筆資料を対象にした理由として、これまでの表記研究では、写本資料を中心に考察されたものが多く見られるという点が挙げられる。写本資料から得られた書記方法は、確かに存在していたものであり、書記史を考える上で重要であることは言うまでもない。しかし、それらの書記方法が書写者に帰納されるものなのか、または書写する

本に帰納するものなのかが判然としない。また、写本資料から得られた書記方法が芸術的な要素を含んだものであり、実用的な書記方法と異なる可能性も考えなければならない。こういった問題点を解消する一つの試みとして、写本資料を対象とする先行研究において示された書記方法とは別に、自筆資料のみを対象とし、そこから得られる書記方法を示す必要があると考える。そして、写本資料と自筆資料とで共通に見られる書記方法の有無を見出すことで、各時代の特徴を明らかにすることができるのではないだろうか。

3 鎌倉時代の自筆資料に見られる連綿の実態は、これまで写本資料において見出されてきた連綿の実態とは異なるものである。小松英雄(二〇〇六)では、連綿範囲が語や文節といった意味の単位に対応した表記に、表語性といった機能を見出している。他にも伊坂淳一(一九八八 a b・一九九〇・一九九一・一九九二)などが写本資料において同様な機能性を見出している。

4 対象の六二七通中には、開拗音「ーや」の例として、「しやく」一一例や「しやみ」二九例、「ちやく」三五例など表1で示したものの以外に一八種一二四例見られた。本稿では、「やう」という文字連綿に限定したため、考察の対象外とした。

5 注1で示した一八種一二四例では、連綿表記が二〇例で非連綿表記は四(一)例という結果であった。

6 本稿のりなどの片仮名表記は、音韻を表したものである。平仮名の字母を示す際は、(里)や(利)のようにする。

7 表5・6で示したものの以外に、開拗音「ーゆ」では「しゆに」が一例見られた。また、開拗音「ーよ」は「きよせ」二例、「によし」七例など、計一五種三二例見られた。注1で示したように、これらの例も本稿の考察対象外とした。

9 例えば、表5・6で示した「しゆう」「きよう」「ししよう」「によう」

「りよう」に対応する直音表記を鎌倉遺文において見てみると、次のような結果が得られた。

「しゆう」↓「しう」……………一三例
 「きよう」↓「けう」……………一〇七例
 「しよう」↓「せう」……………三六八例
 「りよう」↓「れう」……………二三例
 「りよう」↓「れう」……………三九例

鎌倉時代において、右の五種は直音表記されることが一般であったことがわかる。

10 古代の人々における拗音への捉え方を考える上で、『古本説話集』の「貫之事」には次のような和歌が見られる。

あな照りや虫のしや尻に火のつきて小人魂とも見えわたるかな
 「虫のしや尻に」が七音節相当と考え、「しや」で一音節相当と解釈できる。つまり、この「や」は/CV/ではなく、拗音の/ɪV/を表現したものであると言える。これは高山倫明(二〇一二)でも同様の可能性を指摘している。このことから、開拗音「一よ」が/C/でなく、拗音の/ɪV/を表現したものであると言えるのではないだろうか。

【参考文献】

伊坂淳一(一九八八a)「藤原俊成の用字法・試論―自筆本「広田社歌合」における機能的用字法―」『学苑』五七七
 伊坂淳一(一九八八b)「藤原俊成の用字法・試論―自筆本「広田社歌合」における機能的用字法―」『学苑』五七八
 伊坂淳一(一九九〇)「藤原俊成の用字法・試論(二)―昭和切本『古今和歌集』における用字法―」『千葉大学教育学部研究紀要』第三八巻第一部

伊坂淳一(一九九二)「藤原俊成の用字法・試論(三)―顯広切本『古今和歌集』における用字法―」『千葉大学教育学部研究紀要』第三九巻第一部
 伊坂淳一(一九九二)「藤原俊成の用字法・試論(四)―日野切本『千載和歌集』における用字法―」『千葉大学教育学部研究紀要』第四〇巻第一部
 小松英雄(一九九八)『日本語書記史原論補訂版』笠間書院
 高山倫明(二〇一二)『日本語音韻史の研究』ひつじ書房
 堀川宗一郎(二〇一五)「鎌倉時代における促音表記」國學院大學国語研究会平成二十七年年度後期大会発表資料

【原典調査において参照した文書一覧】

以下のものは、「東京大学史料編纂所」所蔵のものを利用した。
 栄山寺文書・永弘文書・葛川明王院文書・勤修寺家文書・勤修寺文書・朽木文書・京八幡文書・教王護国寺文書・興善寺文書・金戒光明寺文書・金沢文庫古文書・九条家文書・光明寺文書・弘法寺文書・高山寺文書・今村文書・三条家重書古文書・賜声文庫文書・修南院史料・諸家古文書・勝尾寺文書・神護寺文書・壬生家文書・壬生文書・清涼寺文書・西大寺文書・青方文書・石清水文書・専修寺文書・多田院文書・台明寺文書・大徳寺文書・醍醐寺文書・定善寺文書・田中宗清願文書・島津家文書・東寺文書・東寺百合文書・東大寺概念大徳筆聖教紙背文書・東大寺宗性筆聖教并抄録本紙背文書・東大寺文書・東文書・内宮仮殿遷宮記・日蓮聖人所藏文書・真文書・平重時家訓・法華寺文書・本願寺文書・名古屋市博物館所藏文書・明本抄裏書・門葉記・有馬文書・早稲田大学所藏文書・佐方文書・中村文書・小鹿島文書・須恵八幡神社文書・長楽寺文書・相馬文書・松成文書・妙法蓮華経裏文書・相馬岡田文書・成算堂古文書・大野湊神社文書・志岐文書・藻原寺文書・塔福寺文書・初村文書・正木文書・東福寺文書・山田文書・千籠文書・大悲山文書・若狭小浜酒井家文書・三条西家重書古文書・大覚寺文書・天龍寺文書・深江文書・延時文書・羽鳥文書・長福寺

文書・香取神宮所藏文書・仁比山神社文書・市来政香氏旧藏文書・比志島
文書・野上文書・田中繁三氏藏文書・八坂神社文書・樋田文書・熊野新宮
文書・菊大路家文書・建仁寺文書・相良文書

【図の出典】

写真は「京都府立総合資料館 東寺百合文書WEB」を利用した。